

短期入所生活介護の基準・報酬について

空床確保と緊急時の受け入れについて

【論点1】

緊急時の円滑な受け入れを促進させる観点から、短期入所ネットワーク加算は廃止し、以下の通り措置してはどうか。

- ① 過去3ヶ月間において、短期入所生活介護の専用床について一定割合（5%）の空床を確保していた短期入所生活介護事業所の体制を評価する加算を創設（事業所の全利用者にかかる加算）。

※ 受け入れが出来ない場合（既に緊急の利用者が入っている場合や男女部屋等の関係など）に紹介可能な連携事業所の確保も要件とする。

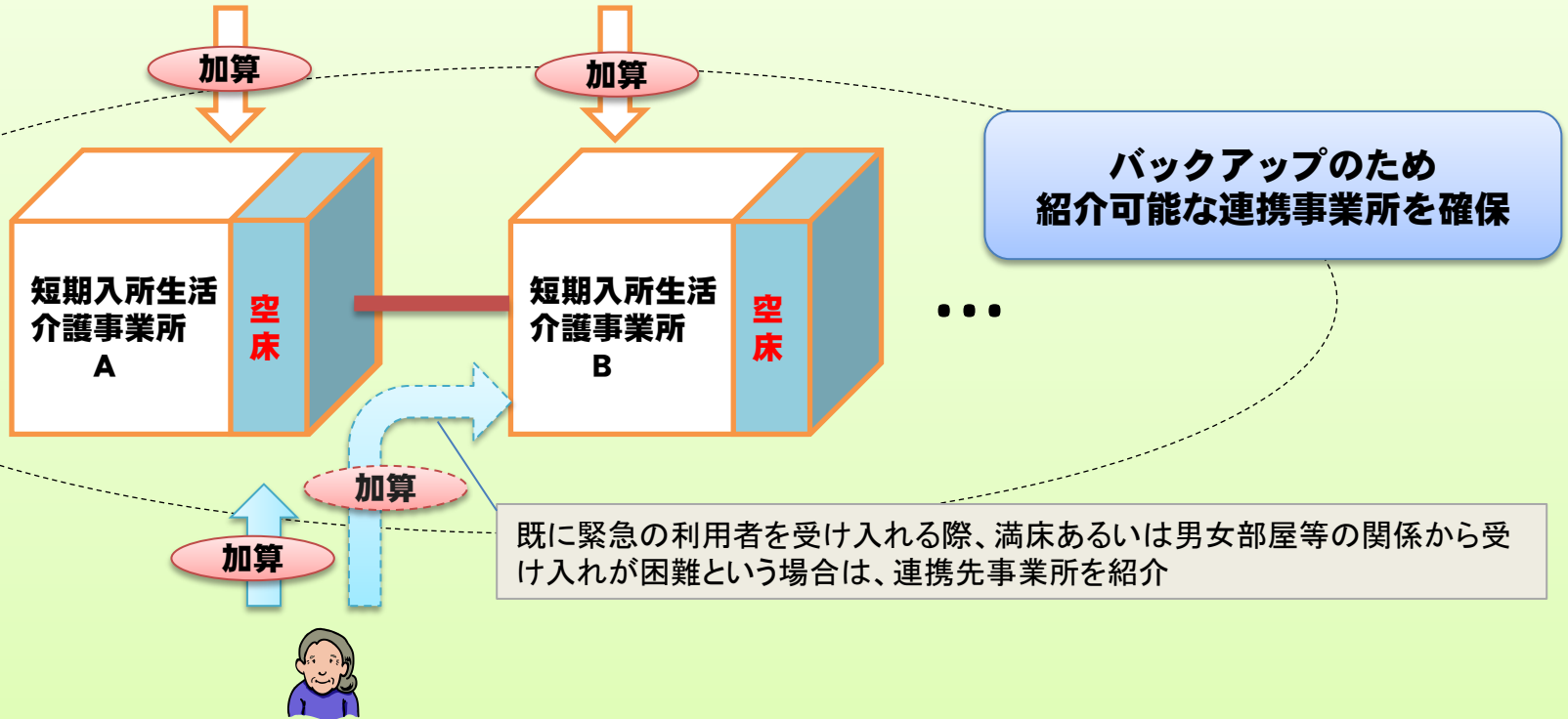
- ② ①の加算を算定している事業所について、居宅サービス計画に位置づけられていない緊急の利用者を受け入れた場合の加算を創設する（緊急の利用者のみにかかる加算）。

- ・ ①の加算及び通常発生する程度の緊急利用者を受け入れた場合の②の加算（及び給付費）により、確保した5%の空床について本来得るはずであった報酬相当額が確保出来る仕組みとする。
- ・ ①については、一定期間緊急利用者の受け入れがない場合には加算の算定が出来ない仕組みとする。
- ・ ②については、1人1月当たり7日間の支給を限度とする（現在の緊急短期入所ネットワーク加算と同様）。

空床確保と緊急時の受入れについて（イメージ）

① 空床の確保という体制を評価

※ 空床を確保し、連携事業所を確保した短期入所生活介護事業所 A～B で、全利用者について加算算定



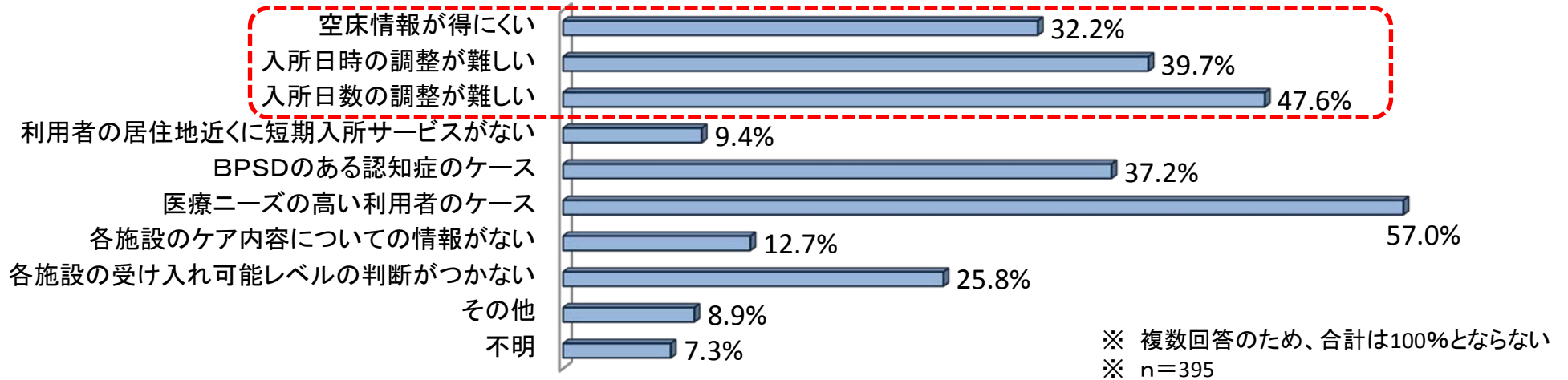
② 緊急・短期間の利用者の受け入れという実績を評価

※ 実際に緊急の利用者を受け入れた短期入所生活介護事業所 A で、緊急利用者について加算算定

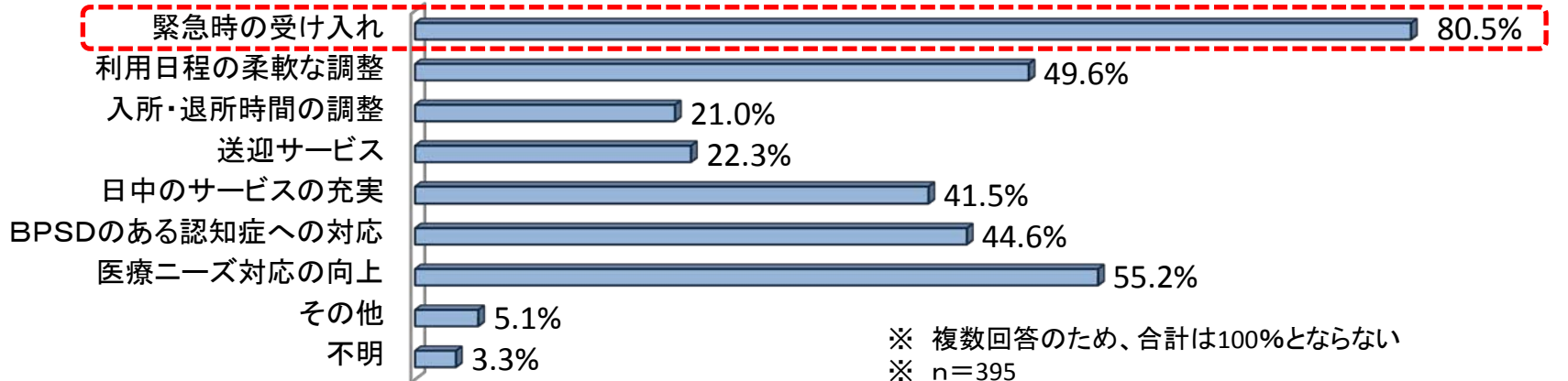
ショートステイに関する課題・要望

- 居宅介護支援専門員は、空床情報、日時や日数の調整という点について利用の難しさを感じている。
- また、緊急時の受け入れを何とかしてほしいという要望が多い。

短期入所生活介護の利用の難しさを感じること



短期入所生活介護サービスに対する要望

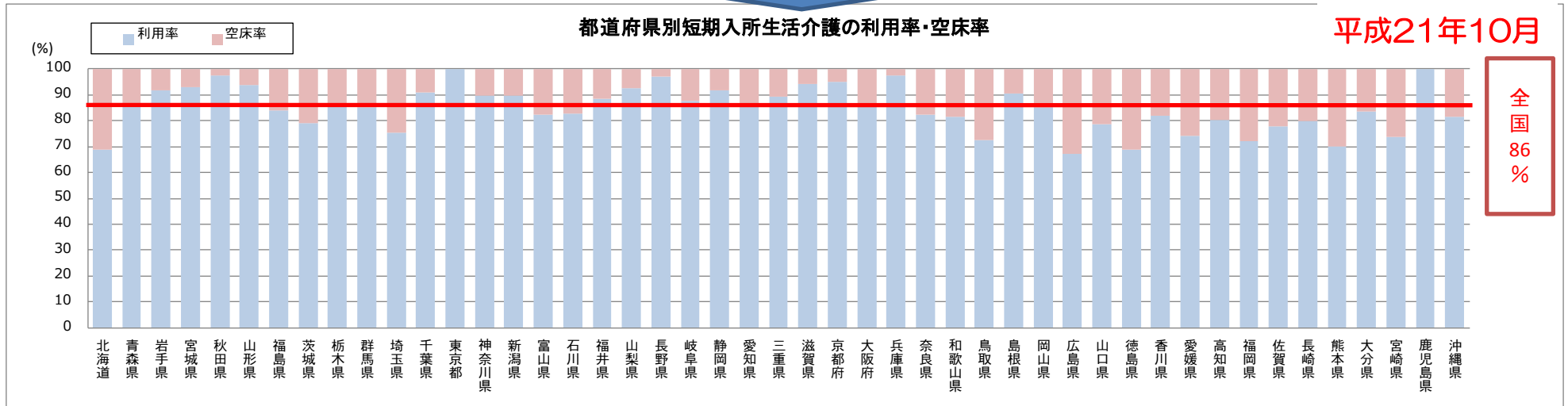
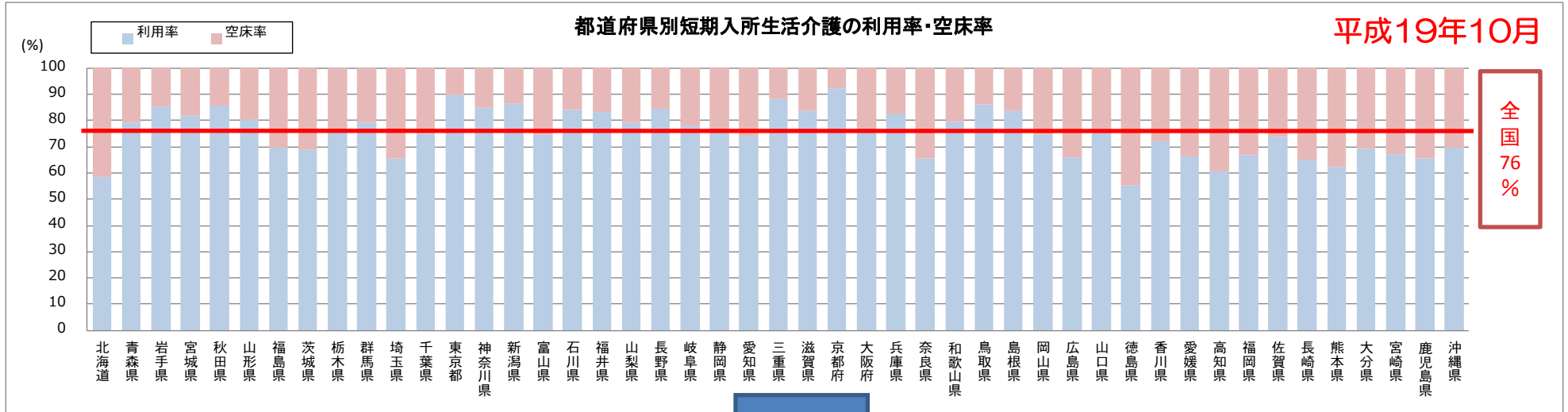


資料：平成23年度 老人保健事業推進費等補助金

「レスパイトケアの推進に資する短期入所生活介護のあり方に関する調査研究事業(居宅介護支援専門員調査)」の暫定集計による

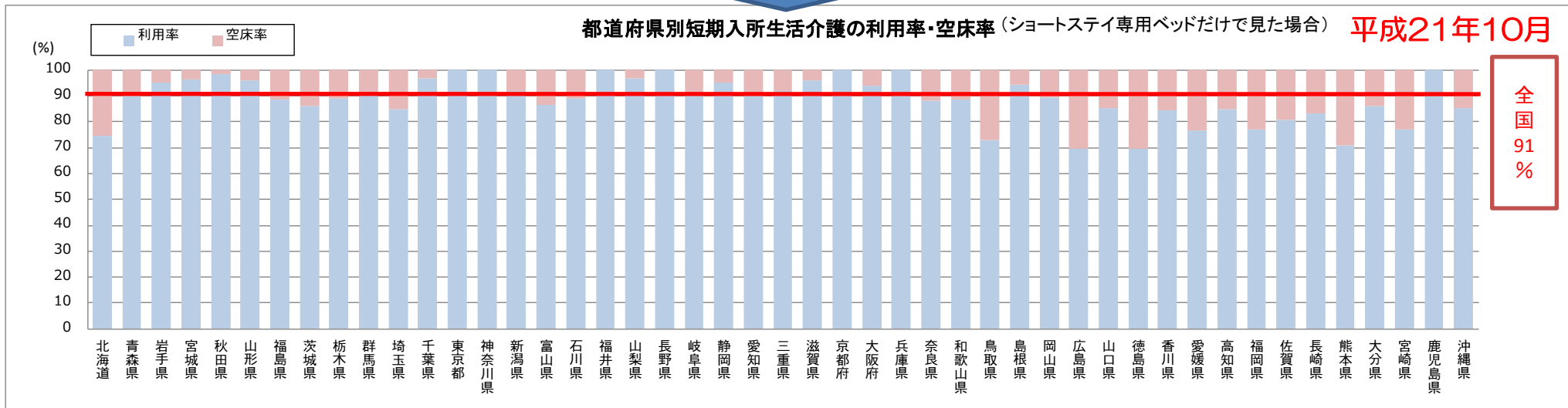
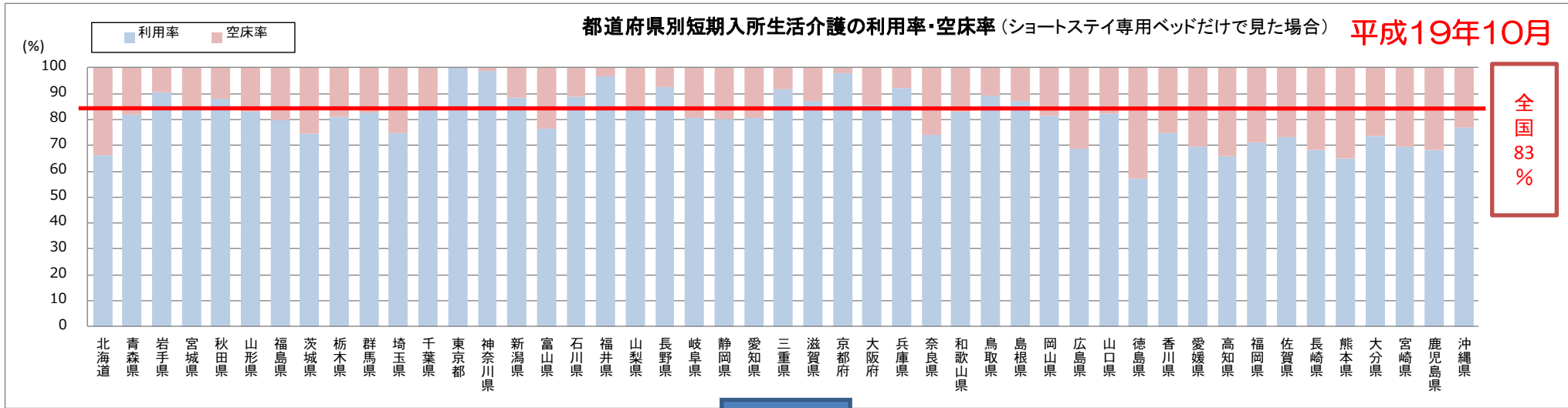
都道府県別の利用率・空床率

- 平成21年10月の利用率は86%であり、平成19年10月から比べて10%上昇している。
- 地域によって差はあるが、全国平均では14%の空床が生じている。
- 利用率が100%を超えている都道府県も存在する。



※ 利用率・空床率の母数となるベッド数については、「介護サービス施設・事業所調査」の数字を用いているが、平成19年度調査の回収率は99.8%、平成21年度は95.8%と、回収率に差があり、単純な比較は困難である。

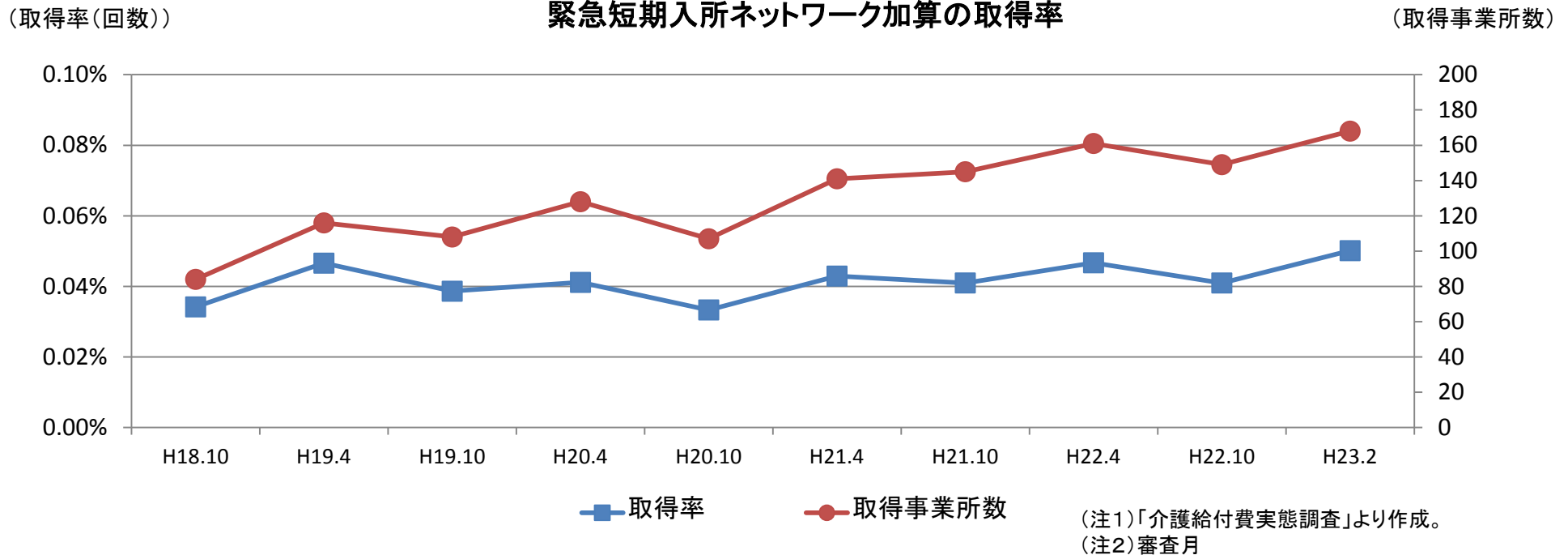
都道府県別の利用率・空床率（ショートステイ専用ベッド）



※ 利用率・空床率の母数となるベッド数については、「介護サービス施設・事業所調査」の数字を用いているが、平成19年度調査の回収率は99.8%、平成21年度は95.8%と、回収率に差があり、単純な比較は困難である。

緊急短期入所ネットワーク加算の現状①

○ 緊急時の短期入所サービス受け入れを促進するために平成18年に創設した緊急ネットワーク加算は、取得率が約0.05%（約170事業所）と低く、利用が進んでいない。



○緊急短期入所ネットワーク加算(50単位/日)

他の指定短期入所生活(療養)介護事業所と連携し、緊急の利用者を受け入れる体制を整備し、緊急利用者を受け入れた場合に加算する。

- ・ 他の事業所と連携して100床以上を確保すること。
- ・ 連携体制を形成した事業所間において緊急的な利用ニーズの調整を行うための窓口を明確化する。
- ・ 加算算定時には、5%の定員超過までは減算の対象としない。

緊急短期入所ネットワーク加算の現状②

○ ネットワークを組むためには事業所間の連携により100床確保しなければならないが、100床確保は困難との声が多い。

緊急短期入所ネットワーク加算の認知、参加事業所の有無等

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

加算の認知
(n=395)

知っている 34.9%

知らない 59.5%

5.6%

ネットワーク参加事業所の有無
(n=395)

有る 14.7%

無い 56.9%

28.4%

不明

加算算定事業所の利用経験
(n=58)

有る 37.9%

無い 60.4%

1.7%

加算算定事業所の利用しやすさ
(n=22)

しやすい 68.2%

しにくい 27.3%

4.5%

※ 居宅介護支援専門員調査

緊急短期入所ネットワークに参加しない理由

ベッドの空きが少ないため

15.3%

ネットワークを組むほど地域に事業所がないため

19.1%

地域内で緊急の短期入所の利用希望がないため

10.7%

ネットワークを形成を提案する人がいないため

33.1%

他の事業所と運営方針が大きく異なるため

5.1%

他の事業所とケアのレベルが大きく異なるため

1.6%

その他

15.6%

不明

5.8%

※ 複数回答のため、合計は100%とならない

※ n=450

※ 短期入所生活介護事業所調査

資料:平成23年度 老人保健事業推進費等補助金

「レスパイトケアの推進に資する短期入所生活介護のあり方に関する調査研究事業(居宅介護支援専門員調査、短期入所生活介護事業所調査)」の暫定集計による

基準該当サービスの活用について

【論点2】

基準該当短期入所生活介護の基準は、指定短期入所生活介護に比してほとんど緩和されていないことから、基準を更に緩和してはどうか。

- ① 協力医療機関の設定を義務付けることにより、医師の配置を不要とする。
- ② 居室面積について、現在は介護老人福祉施設と同じ10.65㎡（約6畳）であるが、あくまでも短期の利用施設であって入居施設ではないことから、小規模多機能型居宅介護等と同じ7.43㎡（約4畳半）まで緩和する。

基準該当サービスとは

- 基準該当サービスとは、指定居宅サービスの要件（人員・設備・運営基準）の一部を満たしていない事業者のうち、厚生労働省令で定める一定の基準を満たすサービスをいう。
- 基準該当居宅サービスに係る介護報酬については、
 - ① 市町村が「必要があると認めるとき」に支給できるものとされ、
 - ② その額については、厚生労働大臣が定める介護報酬の額を基準として市町村が額を定めることとなっている。

基準該当短期入所生活介護事業所の設置状況（平成23年9月30日現在）

短期入所生活介護 175事業所 介護予防短期入所生活介護 150事業所

基準該当短期入所生活介護の人員基準等について

	指定短期入所生活介護の人員基準等		基準該当短期入所生活介護の人員基準等 (指定短期入所生活介護との相違点)
従業者の 員数	(1) 医師	1人以上	同左
	(2) 生活相談員	①常勤換算方法で利用者100人に1以上 ②1人は常勤(利用定員20人未満の併設事業所は除く)	<u>1人以上</u>
	(3) 介護職員又は看護職員	①常勤換算方法で利用者3人に1以上 ②それぞれ1人は常勤(利用者定員20人未満の併設事業所は除く)	<u>常勤換算方法で利用者3人に1以上</u>
	(4) 栄養士	1人以上(利用定員40名以下で他の施設の栄養士と連携可能な場合は不要)	<u>1人以上(利用定員に関わらず、他の施設の栄養士と連携可能な場合は不要)</u>
	(5) 機能訓練指導員	1人以上(他の職務との兼務可)	同左
	(6) 特別養護老人ホームの空床利用の場合の従業員数は、利用者を入所者とみなした場合における老人福祉法上の必要数		—
管理者	常勤専従(管理上支障が無い場合は、施設又は同一敷地内の事業所等の職務に従事できる)		同左
利用定員 等	(1) 20人以上(特別養護老人ホームの空床を利用する場合は20人未満に出来る)		<u>利用定員は20人以下とする</u>
	(2) 併設事業所は20人未満に出来る		
設備等	廊下幅は1.8メートル以上(中廊下の幅は2.7メートル以上)		<u>車椅子での円滑な移動が可能な廊下幅</u>

※ 基準該当ショートは指定通所介護事業所又は社会福祉施設に併設しなければならない。

各種サービスの居室面積要件の比較

指定ショート	基準該当 ショート	特別養護 老人ホーム	介護老人 保健施設	グループホー ム	小規模多機能 型居宅介護	都市型経費 老人ホーム	特定施設入居 者生活介護
10.65㎡	<u>10.65㎡</u>	10.65㎡	8㎡	7.43㎡	7.43㎡	7.43㎡	適当な広さ

基準該当短期入所生活介護に関する意見

東京都「自主事業として宿泊サービスを提供する通所介護事業所に関する法整備等について（緊急提案）」（H23.2.8）

- 3 通所介護事業所においては、区市町村の指定を受け、介護保険法に定めるショートステイ（基準該当サービス）を実施することが認められている。この基準該当ショートステイの設置を促進するため、医療機関等との連携が図れる場合には医師の基準を緩和するなど、小規模での運営が可能となるような基準を設定すること。

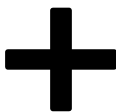
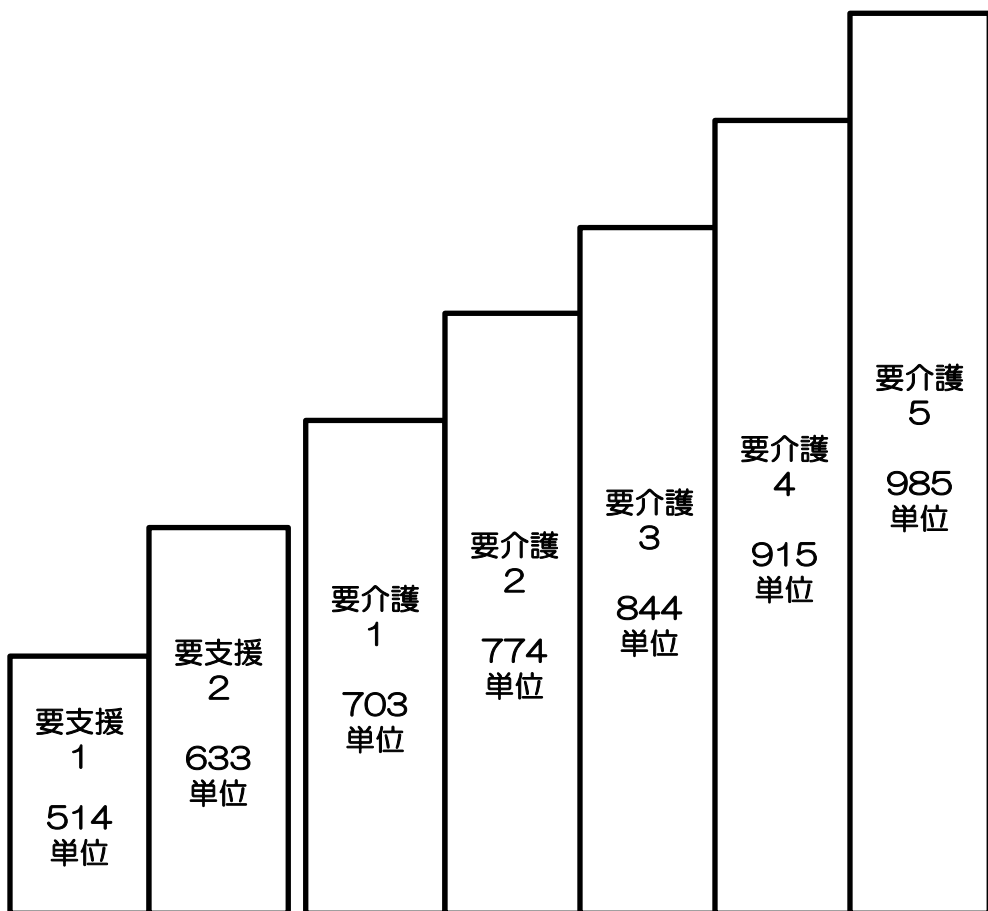
短期入所生活介護の介護報酬について

※ 加算・減算は主なものを記載

指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護の介護報酬のイメージ（1日あたり）

利用者の要介護度等に応じた基本サービス費
(特別養護老人ホーム等との併設で、多床室の場合)

利用者の状態に応じたサービス提供や
施設の体制に対する加算・減算



専従の機能訓練指導員を配置している場合
(12単位)

他の短期入所生活（療養）介護事業所と連携し、緊急受入体制を整備
注：要介護者のみ
(50単位)

送迎を行う場合
(片道につき184単位)

夜勤職員の手厚い配置
注：要介護者のみ
(ユニット型以外：13単位)
(ユニット型：18単位)

介護福祉士や常勤職員等を一定割合以上配置
〔・介護福祉士：12単位
・常勤職員等：6単位〕

利用者が利用する訪問看護事業所の職員がサービス提供を行った場合
注：要介護者のみ
(413～425単位)

定員を超えた利用や人員配置基準に違反
(-30%)